

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

滋賀県道路網検討業務委託について次のとおり簡易公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大造

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 第903-1号 滋賀県道路網検討業務委託

(2) 業務内容

本業務では、県内全域を対象とした社会経済状況や各市町のまちづくり構想などを整理するとともに、現況の道路ネットワークと新広域道路交通計画や「滋賀県道路整備アクションプログラム2023」に掲載されたネットワーク検討路線を反映した将来道路ネットワークを比較した上で、道路交通を分析する。

また、「今後のネットワーク整備に向けた検討」路線のうち、広域的な幹線道路となる（仮称）野洲竜王湖南広域幹線道路と、（仮称）長浜北部横断幹線道路の2路線について、事業化の実現性を検証することを目的とする。

主な業務内容：道路網検討 一式

(3) 履行期間

契約締結日より5日以内の日から令和8年12月18日まで

2 参加資格

技術提案書の提出者に要求される資格要件は下記のとおりとする。

(1) 企業

滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日（以下「公告日」という。）において最新のもの）に登録されている者で、次に掲げる全ての要件を満たすもののみが参加することができる。

①登録業種および部門ならびに順位または評点

1) 建設コンサルタントの「道路部門」に登録されている者

2) 建設コンサルタントの評点が260点以上かつ「道路部門」の共通順位が1位から40位までの者

②同種または類似業務等の実績

公告日の前日から起算して前15年間（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、以下の同種または類似業務の実績がある者

1) 同種業務：高規格道路や一般広域道路を含む都道府県全域を対象とした、道路網検討かつ交通量推計に関する業務（ただし、同一業務に限る）

2) 類似業務：交通量推計に関する業務

③その他の要件

1) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のa) からe) までの要件に該当する者でないこと。

a) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

- b) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- c) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- d) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- e) 銀行取引停止処分がなされている者

2) 次の a) から e) までの要件に該当する者でないこと。

- a) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- b) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- c) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- d) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- e) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3) 参加表明書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

4) 組合が競争参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

5) 公告日以前 3 か月において、滋賀県が定める委託業務等成績評定実施要領に基づき通知した評定点が 60 点未満でないこと。なお、この場合の成績評定通知は平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行った業務委託で、入札公告の競争参加資格に定めるものと同じ業種区分に限る。

(2) 配置予定技術者

① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 配置予定技術者の資格

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件（平成 30 年 3 月 26 日改正）」で（土木交通部関係）の業務 A に対応する技術者（道路部門）のいずれかを配置すること。

管理技術者：a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設一道路）

b) 技術士（建設部門：選択科目 道路）

照査技術者：a) 技術士（総合技術監理部門：選択科目 建設一道路）

b) 技術士（建設部門：選択科目 道路）

2) 同種（類似）業務の実績

管理技術者および照査技術者は次に示す「同種業務または類似業務」について、公告日の前日から起算して前 15 年間（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。）において、1 件以上の実績を有すること。

同種業務：高規格道路や一般広域道路を含む都道府県全域を対象とした、道路網検討かつ交通量推計に関する業務（ただし、同一業務に限る）

類似業務：交通量推計に関する業務

ただし、再委託による業務および照査技術者として従事した業務は除く。

3) 手持ち業務量

管理技術者の重複業務数は、公告日現在において500万円以上の県発注実質（一時中止等を除く。）業務3件未満とする。

3 技術提案書の提出者を選定するための評価基準（別紙2）

(1) 参加表明者<企業>の経験および能力

(2) 配置予定技術者の経験および能力

(3) 当該業務の実施体制（再委託または技術協力の予定を含む。）

4 技術提案書の提出者の選定方法

参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として5者選定する。ただし、同評価の提出者が5者を超えて存在する場合および評価点が僅差の場合はこの限りでない。

5 説明書等の交付期間

交付期間は、公告日（令和8年3月23日）から4月2日（木）までとする。

6 提出書類

参加表明書および技術提案書を持参または簡易書留郵便により提出すること（別紙-1）。提出期限は7 日程等のおりとし、提出先は8 担当部局とする。ただし、「滋賀県の休日定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）」第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）除く。また、時間帯については、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く。）とする。

提出様式一覧

種類	様式No	概要
参加表明書の様式	様式-1-1	参加表明書
	様式-1-2	誓約書
	様式-2-1	配置予定管理技術者の経歴等
	様式-2-2	配置予定担当技術者の経歴等
	様式-2-3	配置予定照査技術者の経歴等
	様式-3	配置予定技術者（管理技術者・担当技術者・照査技術者）の過去15年間における同種または類似業務実績
	様式-4	業務実施体制
	様式-5	企業の実績等
	様式-6	企業の過去15年間における同種または類似業務実績
技術提案書の様式	様式-7	技術提案書
	様式-8	実施方針・業務フロー・工程計画
	様式-9-1	特定テーマ1に対する技術提案
	様式-9-2	特定テーマ2に対する技術提案
	様式-10	見積書（参考）

7 日程等

	手続等	日時	備考
(1)	業務説明書の閲覧	令和8年3月23日(月)から 令和8年4月2日(木)まで	
(2)	参加表明書に関する質問受付	令和8年3月23日(月)から 令和8年3月27日(金)まで	技術提案書提出要請書 12(1)
(3)	技術提案書に関する質問受付	令和8年4月16日(木)から 令和8年5月7日(木)まで	技術提案書提出要請書 12(1)
(4)	参加表明書の提出	令和8年3月24日(火)から 令和8年4月2日(木)まで	技術提案書提出要請書 4のとおり
(5)	技術提案書提出要請の通知 (選定・非選定の通知)	令和8年4月15日(水)	技術提案書提出要請書 7のとおり
(6)	非選定理由の説明請求	通知した翌日から起算して7 日以内	
(7)	非選定理由の説明請求に係る回答	(6)の最終日の翌日から起算し て5日以内(休日を除く。)	
(8)	技術提案書の提出	令和8年4月15日(水)から 令和8年5月12日(火)まで	技術提案書提出要請書 8
(9)	ヒアリング	令和8年5月22日(金)	技術提案書提出要請書 10(7)
(10)	技術提案書の 特定・非特定通知	令和8年5月28日(木)	技術提案書提出要請書 11のとおり
(11)	非特定理由説明請求	(10)の翌日から起算して7日 以内(休日を除く。)	
(12)	非特定理由の説明請求に係る回答	(11)の最終日の翌日から起算 して10日以内	

※ 休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間帯を除く)

8 担当部局

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県土木交通部道路整備課企画係

TEL 077-528-4132

FAX 077-528-4903

電子メール ha03-kikaku@pref.shiga.lg.jp

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨に限る。
- (2) 業務における契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約に
より締結する予定の有無 無
- (5) 支払条件
 - ア 前金払の有無 有
 - イ 部分払の有無 無